

平成26年経済センサス-基礎調査確報集計結果の概要

総務省（統計局）から「平成26年経済センサス-基礎調査」確報集計結果が公表されました。本県分の概要は次のとおりです。

I 事業所に関する集計

1 産業大分類別事業所数及び従業者数（民営事業所分）

事業所数は、53,414事業所で前回「平成24年経済センサス-活動調査」（以下「前回調査」という。）に比べ110事業所の減少（▲0.2%）となり、7産業で減少した（全国+1.6%）。

また、産業大分類別にみると、最も多いのが「卸売業、小売業」で14,339事業所、次いで「建設業」で6,078事業所、「宿泊業、飲食サービス業」で5,941事業所となっている。

従業者数は、510,210人で前回調査に比べ3,051人の増加（+0.6%）となり、「農林漁業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の9産業で増加している（全国+2.8%）。

また、産業大分類別にみると、最も多いのが「製造業」で128,942人、次いで「卸売業、小売業」で96,160人、「医療、福祉」で57,562人となっている。

表1-1 産業大分類別事業所数

産業大分類	富山県			前回比(%) (H26/H24)	
	平成26年	平成24年	増減数 A-B	富山県	全国
全産業（公務を除く）	53,414	53,524	▲ 110	▲ 0.2	1.6
農林漁業	469	420	49	11.7	6.9
鉱業、採石業、砂利採取業	45	39	6	15.4	▲ 13.4
建設業	6,078	6,311	▲ 233	▲ 3.7	▲ 2.0
製造業	5,348	5,480	▲ 132	▲ 2.4	▲ 1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	65	62	3	4.8	14.5
情報通信業	404	414	▲ 10	▲ 2.4	▲ 1.4
運輸業、郵便業	1,114	1,138	▲ 24	▲ 2.1	▲ 1.0
卸売業、小売業	14,339	14,645	▲ 306	▲ 2.1	0.2
金融業、保険業	1,015	1,014	1	0.1	▲ 2.0
不動産業、物品賃貸業	2,098	2,183	▲ 85	▲ 3.9	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	1,853	1,790	63	3.5	4.1
宿泊業、飲食サービス業	5,941	5,684	257	4.5	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	4,841	4,834	7	0.1	1.1
教育、学習支援業	1,569	1,563	6	0.4	5.4
医療、福祉	3,609	3,252	357	11.0	16.6
複合サービス事業	439	418	21	5.0	4.5
サービス業（他に分類されないもの）	4,187	4,277	▲ 90	▲ 2.1	0.6

表1-2 産業大分類別従業者数

産業大分類	富山県			前回は (%) (H26/H24)	
	平成26年	平成24年	増減	富山県	全国
全産業 (公務を除く)	510,210	507,159	3,051	0.6	2.8
農林漁業	6,559	6,245	314	5.0	▲ 0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	281	283	▲ 2	▲ 0.7	▲ 7.2
建設業	41,665	42,907	▲ 1,242	▲ 2.9	▲ 2.2
製造業	128,942	130,657	▲ 1,715	▲ 1.3	▲ 0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3,569	3,348	221	6.6	▲ 2.3
情報通信業	7,492	7,092	400	5.6	0.2
運輸業、郵便業	24,015	25,542	▲ 1,527	▲ 6.0	▲ 1.6
卸売業、小売業	96,160	95,609	551	0.6	2.4
金融業、保険業	12,608	13,796	▲ 1,188	▲ 8.6	▲ 4.8
不動産業、物品賃貸業	7,699	7,803	▲ 104	▲ 1.3	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	9,856	9,886	▲ 30	▲ 0.3	7.4
宿泊業、飲食サービス業	41,466	40,643	823	2.0	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	21,151	20,561	590	2.9	▲ 1.5
教育、学習支援業	11,028	12,738	▲ 1,710	▲ 13.4	4.7
医療、福祉	57,562	52,236	5,326	10.2	16.4
複合サービス事業	5,414	3,502	1,912	54.6	51.5
サービス業(他に分類されないもの)	34,743	34,311	432	1.3	3.2

2 市町村別事業所数及び従業者数 (民営事業所分)

市町村別にみると、事業所数、従業者数ともに富山市が最も多く、次いで高岡市、射水市の順となっている。

なお、産業大分類別にみると、事業所数は、全市町村で「卸売業、小売業」が最も多くなっている。また、従業者数は、富山市及び高岡市では「卸売業、小売業」が最も多く、それ以外の13市町村では「製造業」が最も多くなっている。

表2 市町村別事業所数及び従業者数

市町村名	事業所数				従業者数			
	平成26年	平成24年	増減	前回は (%) (H26/H24)	平成26年	平成24年	増減	前回は (%) (H26/H24)
富山県	53,414	53,524	▲ 110	▲ 0.2	510,210	507,159	3,051	0.6
富山市	21,125	20,775	350	1.7	222,923	217,643	5,280	2.4
高岡市	9,493	9,530	▲ 37	▲ 0.4	80,863	82,560	▲ 1,697	▲ 2.1
魚津市	2,497	2,596	▲ 99	▲ 3.8	21,467	21,789	▲ 322	▲ 1.5
氷見市	2,324	2,369	▲ 45	▲ 1.9	17,134	18,067	▲ 933	▲ 5.2
滑川市	1,298	1,327	▲ 29	▲ 2.2	14,258	13,654	604	4.4
黒部市	1,721	1,613	108	6.7	21,415	20,986	429	2.0
砺波市	2,500	2,574	▲ 74	▲ 2.9	22,171	22,735	▲ 564	▲ 2.5
小矢部市	1,536	1,540	▲ 4	▲ 0.3	13,868	13,437	431	3.2
南砺市	3,036	3,085	▲ 49	▲ 1.6	24,241	23,774	467	2.0
射水市	4,214	4,303	▲ 89	▲ 2.1	42,478	43,237	▲ 759	▲ 1.8
舟橋村	76	70	6	8.6	745	534	211	39.5
上市町	877	909	▲ 32	▲ 3.5	7,521	7,561	▲ 40	▲ 0.5
立山町	918	947	▲ 29	▲ 3.1	7,838	7,450	388	5.2
入善町	1,100	1,112	▲ 12	▲ 1.1	9,270	9,597	▲ 327	▲ 3.4
朝日町	699	774	▲ 75	▲ 9.7	4,018	4,135	▲ 117	▲ 2.8

3 経営組織別事業所数（民営事業所分）

全事業所のうち「個人経営」は、22,620 事業所で前回調査に比べ1,202 事業所の減少（▲5.0%）となっている（全国▲4.0%）。一方、「法人」は、30,432 事業所で前回調査に比べ1,086 事業所の増加（+3.7%）となっている（全国+5.5%）。

表3 経営組織別事業所数

経営組織	富山県			前回比(%) (H26/H24)	
	平成26年	平成24年	増減	富山県	全国
全産業（公務を除く）	53,414	53,524	▲ 110	▲ 0.2	1.6
個人経営	22,620	23,822	▲ 1,202	▲ 5.0	▲ 4.0
法人	30,432	29,346	1,086	3.7	5.5
会社	25,351	24,687	664	2.7	4.7
会社以外の法人	5,081	4,659	422	9.1	11.6
法人でない団体	362	356	6	1.7	▲ 3.5

4 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営事業所分）

事業所数を従業者規模別にみると、「1～4人」が32,040 事業所と最も多く、前回調査に比べ227 事業所の減少（▲0.7%）となっている。次いで「5～9人」が10,170 事業所で、前回調査に比べ68 事業所の減少（▲0.7%）、「10～19人」が5,992 事業所で、前回調査に比べ76 事業所の増加（+1.3%）などとなっている。

従業者数を規模別にみると、「10～19人」が80,451 人と最も多く、前回調査に比べ1,047 人の増加（+1.3%）となっている。次いで「1～4人」が67,009 人で、前回調査に比べ1,358 人の減少（▲2.0%）、「5～9人」が66,686 人で、前回調査に比べ579 人の減少（▲0.9%）などとなっている。

表4 従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模	事業所数					従業者数				
	平成26年	平成24年	増減	前回比(%) (H26/H24)		平成26年	平成24年	増減	前回比(%) (H26/H24)	
				富山県	全国				富山県	全国
全産業（公務を除く）	53,414	53,524	▲ 110	▲ 0.2	1.6	510,210	507,159	3,051	0.6	2.8
1人～4人	32,040	32,267	▲ 227	▲ 0.7	0.9	67,009	68,367	▲ 1,358	▲ 2.0	▲ 0.5
5人～9人	10,170	10,238	▲ 68	▲ 0.7	1.1	66,686	67,265	▲ 579	▲ 0.9	1.3
10人～19人	5,992	5,916	76	1.3	3.4	80,451	79,404	1,047	1.3	3.4
20人～29人	1,985	2,001	▲ 16	▲ 0.8	4.2	47,030	47,649	▲ 619	▲ 1.3	4.0
30人～49人	1,521	1,362	159	11.7	6.6	57,612	51,761	5,851	11.3	6.4
50人～99人	950	966	▲ 16	▲ 1.7	5.0	65,160	66,361	▲ 1,201	▲ 1.8	4.9
100人～199人	384	386	▲ 2	▲ 0.5	0.6	51,958	51,943	15	0.0	0.4
200人～299人	87	89	▲ 2	▲ 2.2	1.3	20,768	22,019	▲ 1,251	▲ 5.7	1.4
300人以上	92	82	10	12.2	2.5	53,536	52,390	1,146	2.2	3.6
出向・派遣従業者のみ	193	217	▲ 24	▲ 11.1	0.7	-	-	-	-	-

5 産業大分類別男女別従業者数（民営事業所分）

全産業の男性従業者は、282,288人で前回調査に比べ232人の増加(+0.1%)、女性は、226,597人で前回調査に比べ2,197人の増加(+1.0%)となっている。

男女比をみると、男性が55.3%で前回調査と比べ0.5%の低下、女性が44.4%で0.4%の上昇となっている（全国、男性55.6%、▲1.0%、女性44.2%、+1.6%）。

産業大分類別にみると男性は、「電気・ガス・熱供給・水道業」（87.5%）が最も高く、次いで「運輸業、郵便業」（81.0%）、「建設業」（80.9%）などとなっている。

なお、男性比の伸び率が最も高いのは、「複合サービス事業」で前回調査に比べ14.0%の上昇となっている。

一方、女性は、「医療、福祉」（77.1%）が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」（63.5%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（59.7%）などとなっている。

なお、女性比の伸び率が最も高いのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」で前回調査に比べ19.3%の上昇となっている。

表5-1 産業大分類別男女別従業者数

産業大分類	富山県							
	男性				女性			
	平成26年	平成24年	増減	前回比(%) (H26/H24)	平成26年	平成24年	増減	前回比(%) (H26/H24)
全産業（公務を除く）	282,288	282,056	232	0.1	226,597	224,400	2,197	1.0
農林漁業	5,140	4,770	370	7.8	1,419	1,475	▲56	▲3.8
鉱業、採石業、砂利採取業	216	220	▲4	▲1.8	65	63	2	3.2
建設業	33,688	34,718	▲1,030	▲3.0	7,971	8,189	▲218	▲2.7
製造業	86,166	87,074	▲908	▲1.0	42,305	43,583	▲1,278	▲2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	3,124	2,998	126	4.2	445	350	95	27.1
情報通信業	5,275	4,808	467	9.7	2,217	2,284	▲67	▲2.9
運輸業、郵便業	19,458	21,326	▲1,868	▲8.8	4,139	4,216	▲77	▲1.8
卸売業、小売業	48,310	47,044	1,266	2.7	47,757	48,437	▲680	▲1.4
金融業、保険業	5,473	6,177	▲704	▲11.4	7,135	7,616	▲481	▲6.3
不動産業、物品賃貸業	4,536	4,581	▲45	▲1.0	3,161	3,215	▲54	▲1.7
学術研究、専門・技術サービス業	6,138	6,160	▲22	▲0.4	3,710	3,726	▲16	▲0.4
宿泊業、飲食サービス業	14,857	14,157	700	4.9	26,346	26,048	298	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	8,490	8,335	155	1.9	12,627	12,099	528	4.4
教育、学習支援業	4,925	5,634	▲709	▲12.6	6,082	7,104	▲1,022	▲14.4
医療、福祉	13,187	11,904	1,283	10.8	44,366	40,332	4,034	10.0
複合サービス事業	3,078	1,746	1,332	76.3	2,336	1,756	580	33.0
サービス業(他に分類されないもの)	20,227	20,404	▲177	▲0.9	14,516	13,907	609	4.4

表5-2 産業大分類別男女比

産業大分類	全国								前回比 (H26/H24)			
	男女比(%)				男女比(%)				富山県		全国	
	男性		女性		男性		女性		男性	女性	男性	女性
	H26	H24	H26	H24	H26	H24	H26	H24				
全産業（公務を除く）	55.3	55.6	44.4	44.2	55.6	56.2	44.2	43.5	▲0.5	0.4	▲1.0	1.6
農林漁業	78.4	76.4	21.6	23.6	68.8	68.3	31.2	31.7	2.6	▲8.4	0.8	▲1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	76.9	77.7	23.1	22.3	83.9	84.1	15.9	15.9	▲1.1	3.9	▲0.2	▲0.2
建設業	80.9	80.9	19.1	19.1	82.2	82.5	17.8	17.5	▲0.1	0.2	▲0.3	1.3
製造業	66.8	66.6	32.8	33.4	70.0	69.5	29.9	30.4	0.3	▲1.6	0.6	▲1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	87.5	89.5	12.5	10.5	88.5	86.8	11.5	11.6	▲2.2	19.3	2.0	▲1.3
情報通信業	70.4	67.8	29.6	32.2	73.7	73.3	25.1	25.3	3.9	▲8.1	0.6	▲0.6
運輸業、郵便業	81.0	83.5	17.2	16.5	81.2	82.7	18.7	17.2	▲3.0	4.4	▲1.8	8.8
卸売業、小売業	50.2	49.2	49.7	50.7	51.3	51.0	48.6	48.8	2.1	▲2.0	0.6	▲0.4
金融業、保険業	43.4	44.8	56.6	55.2	46.1	47.5	53.8	52.4	▲3.0	2.5	▲2.9	2.7
不動産業、物品賃貸業	58.9	58.7	41.1	41.2	59.4	59.8	40.5	39.9	0.4	▲0.4	▲0.7	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	62.3	62.3	37.6	37.7	67.5	67.8	32.2	32.1	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.3
宿泊業、飲食サービス業	35.8	34.8	63.5	64.1	40.5	39.7	59.2	58.8	2.9	▲0.9	2.0	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	40.1	40.5	59.7	58.8	42.3	42.3	57.7	57.3	▲1.0	1.5	▲0.1	0.7
教育、学習支援業	44.7	44.2	55.2	55.8	49.7	50.1	50.3	49.8	1.0	▲1.1	▲0.8	0.9
医療、福祉	22.9	22.8	77.1	77.2	27.0	26.4	73.0	73.6	0.5	▲0.2	2.3	▲0.8
複合サービス事業	56.9	49.9	43.1	50.1	62.4	57.4	37.6	42.6	14.0	▲14.0	8.8	▲11.8
サービス業(他に分類されないもの)	58.2	59.5	41.8	40.5	58.3	59.7	41.6	40.1	▲2.1	3.1	▲2.4	3.9

※男女別が不詳の従業者がいるため、男性と女性の構成比の合計は、100%にならない場合がある。

6 公営事業所（国、地方公共団体等の事業所）の状況

公営事業所については、前回調査時には、調査対象となっていないことから、平成21年経済センサス基礎調査の結果（以下「前々回調査」という。）と比較した。

事業所数は、1,818事業所で「前々回調査」に比べ142事業所の減少（▲7.2%）となった。また従業員数については、「前々回調査」に比べ1,649人の減少（▲3.8%）であった。

表6 公営事業所（国・地方公共団体等の事業所）の状況

	事業所			従業者数		
	平成26年	平成21年	前回比 (%) (H26/H24)	平成26年	平成21年	前回比 (%) (H26/H24)
公営事業所	1,818	1,960	▲ 7.2	41,191	42,840	▲ 3.8

II 企業等に関する集計

1 産業大分類別会社企業数

県内に本社が所在する会社企業（以下「企業」という。）数は14,688企業で前回調査に比べ115企業（+0.8%）となった（全国+2.6%）。産業別では、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」など7産業で減少し、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」など9産業で増加した。

表7 産業大分類別会社企業数

産業大分類	富山県			前回比 (%) (H26/H24)	
	平成26年	平成24年	増減	富山県	全国
全産業（公務を除く）	14,688	14,573	115	0.8	2.6
農林漁業	172	166	6	3.6	6.9
鉱業、採石業、砂利採取業	24	27	▲ 3	▲ 11.1	▲ 10.8
建設業	3,030	3,036	▲ 6	▲ 0.2	0.0
製造業	2,887	2,985	▲ 98	▲ 3.3	▲ 1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	12	8	4	50.0	49.0
情報通信業	216	218	▲ 2	▲ 0.9	2.4
運輸業、郵便業	527	541	▲ 14	▲ 2.6	1.7
卸売業、小売業	3,722	3,610	112	3.1	2.9
金融業、保険業	234	218	16	7.3	2.7
不動産業、物品賃貸業	934	985	▲ 51	▲ 5.2	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	563	553	10	1.8	3.4
宿泊業、飲食サービス業	788	709	79	11.1	10.1
生活関連サービス業、娯楽業	532	512	20	3.9	8.3
教育、学習支援業	107	92	15	16.3	14.6
医療、福祉	236	163	73	44.8	38.9
複合サービス事業	2	2	0	-	▲ 23.2
サービス業（他に分類されないもの）	702	748	▲ 46	▲ 6.1	▲ 1.2

2 資本金階級別会社企業数

企業を資本金階級別にみると、「1,000万円～3,000万円未満」が5,335企業で最も多く、前回調査に比べ、82企業の減少（▲1.5%）となった。

表8 資本階級別会社企業数

	富山県			前回比 (%) (H26/H24)	
	平成26年	平成24年	増減	富山県	全国
総 数	14,688	14,573	115	0.8	2.6
300万円未満	667	463	204	44.1	45.6
300万円～500万円未満	4,151	4,187	▲ 36	▲ 0.9	▲ 0.7
500万円～1,000万円未満	2,248	2,119	129	6.1	4.8
1,000万円～3,000万円未満	5,335	5,417	▲ 82	▲ 1.5	▲ 1.5
3,000万円～5,000万円未満	927	926	1	0.1	1.8
5,000万円～1億円未満	608	598	10	1.7	6.0
1億円～3億円未満	135	145	▲ 10	▲ 6.9	9.0
3億円～10億円未満	86	88	▲ 2	▲ 2.3	0.2
10億円～50億円未満	34	32	2	6.3	▲ 3.1
50億円以上	17	18	▲ 1	▲ 5.6	3.5

平成26年経済センサス-基礎調査

- (1) 調査目的 事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすること
- (2) 調査期日 平成26年7月1日現在
- (3) 調査対象 全国すべての事業所及び企業（農林漁業に属する個人経営の事業所などを除く）
- (4) 今後の公表の予定
売上に関する集計は、平成28年3月までに公表される予定

利用上の注意

1. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
 - ① 日本標準産業分類A（農業、林業）に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類B（漁業）に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類 792-家事サービス業に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類 96-外国公務に属する事業所
 - ⑤ 平成 26 年 4 月 1 日現在において、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区にある事業所
2. 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。
3. 売上（収入）金額は平成 25 年 1 年間、経営組織、従業者数等の売上（収入）金額以外の事項は平成 26 年 7 月 1 日現在の数値である。
4. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行った。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 売上（収入）金額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
6. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
7. 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものなどは「-」又は「…」とした。
売上（収入）金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。また、「x」は、集計対象となる事業所（企業等）が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所（企業等）であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業等）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
 - (1) 民営事業所
国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。
 - (2) 出向・派遣従業者のみの事業所
当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。
 - (3) 事業内容等不詳の事業所
事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2. 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

- (1) 個人業主
個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。
- (2) 無給の家族従業者
個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。
家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。
- (3) 有給役員
法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。
重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。
- (4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

(5) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

(6) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

(7) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 民間からの従業者

国、地方公共団体の事業所において、民間の事業所から派遣されている人をいう。

事業所の包括的な管理・運営（指定管理者）や清掃・警備など個々の業務を委託している場合、委託している業務に従事する民間の従業者は含めない。

5. 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から別経営の「他への出向・派遣従業者」を除き、別経営の「他からの出向・派遣従業者」を含める。

6. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

7. 事業所で行っている産業分類

事業所で行っている全ての事業をいい、一つの事業所が複数の事業を行っている場合は、複数回答となる。

8. 経営組織

(1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

(2) 民 営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

ウ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

オ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

9. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

10. 業態

- (1) 主に製造して出荷又は卸売
見込み又は受注によって製造・加工を行い、その製品を出荷又は卸売している場合をいう。
- (2) 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売
見込み又は受注によって製造・加工を行い、その製品を通信販売又はネット販売等で主に消費者に販売する場合をいう。
- (3) 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工
他の業者から原材料の支給を受けて加工処理・製造を行い、加工賃を受け取る場合をいう。

11. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

12. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

13. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

- (1) 企業の第1順位産業（中分類）
企業産業分類のことをいう。
- (2) 企業の第2順位産業（中分類）
企業等内の同じ産業中分類に属する各事業所の従業者及び他からの出向・派遣従業者（以下「従業者等数」という。）の合計が、第1順位産業を除き最も多い産業をいう。

14. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により以下に区分している。

- (1) 単一事業所企業
単独事業所の企業等をいう。
- (2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業等をいう。

ア 単一産業企業

企業等内にある一つの産業大分類に属する各事業所の従業者等数の合計が、企業等全体の従業者数の70%以上となる企業等をいう。

イ 複数産業企業

企業等内の同じ産業大分類に属する各事業所の従業者等数の合計が、いずれの産業大分類においても企業等全体の従業者数の70%未満となる企業等をいう。

(3) 国内単一事業所企業

単独事業所及び国内に支所を持たず海外にのみ支所を持つ企業等をいう。

(4) 国内複数事業所企業

国内に支所を持つ企業等をいい、海外支所の有無は問わない。

15. 国内支所の分布範囲

国内複数事業所企業について以下のとおり区分している。

(1) 都道府県内のみに支所をもつ企業等

本所の所在する都道府県内に傘下事業所の全てが所在するものをいう。

市町村内のみに支所をもつ企業等

本所の所在する市町村内に傘下事業所の全てが所在するものをいう。大都市の場合、同一市内他区であっても同一市町村とする。

(2) 都道府県外に支所をもつ企業等

本所の所在する都道府県以外に支所が所在するものをいう。

(3) 市町村外に支所をもつ企業等

本所の所在する市町村以外に支所が所在するものをいう。大都市の場合、同一市内他区は同一市町村とするので、市町村外に支所をもつこととはならない。

16. 単独・本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所として

いる。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

17. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

18. 決算月

仮決算や中間決算は含めず、本決算月のみをいう。年2回決算を採用している場合は両方を決算月とする。

19. 持株会社

会社の総資産に対する子会社の株式の取得価額の合計が50%を超える会社をいう。

(1) 事業持株会社

自らも事業を行い、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社をいう。

(2) 純粋持株会社

自らは独自に事業を行わず、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社をいう。なお、金融持株会社は純粋持株会社に含まれる。

20. 親会社・子会社

(1) 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいう。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

(2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含む。

ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

21. 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など

をいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業，保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

22. 異動状況別事業所

(1) 存続事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成 24 年経済センサス - 活動調査でも把握されていた事業所をいう。

(2) 新設事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成 24 年経済センサス - 活動調査で把握されていなかった事業所をいう。ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

(3) 廃業事業所

平成 24 年経済センサス - 活動調査で把握されていた事業所で、調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む。）をいう。ただし、他の場所に移転して当該地に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

23. 地域

(1) 大都市

政令指定都市及び東京都特別区部をいう。

(2) 大都市圏（及び都市圏）

広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定された地域区分で、中心市及び周辺市町村で構成される。

中心市は、政令指定都市及び東京都特別区部とした。ただし、関東、静岡・浜松、近畿、北九州・福岡のように中心市が互いに接近している場合は、それぞれを中心市として統合した大都市圏とする。都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口 50 万人以上の市とする。

周辺市町村は、中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の 1.5%以上であり、かつ、中心市と接している市町村をいう。あわせて、この基準に該当しない市町村であっても、中心市又はこの基準に該当している市町村によって囲まれている場合は周辺市町村とする。

大都市圏及び都市圏の構成市町村は、統計局ホームページを参照。

集計及び公表予定

集計区分		集計内容	公表時期	
I 速報集計	(1) 事業所に関する集計	主要な事項について、事業所数、従業者数、売上（収入）金額などを集計	平成27年6月30日	
	(2) 企業等に関する集計	主要な事項について、企業等数、売上（収入）金額などを集計		
II 確報集計	1 事業所及び企業等集計	(1) 事業所に関する集計	平成27年11月30日 (※) 公表後、報告書の刊行も予定	
		(2) 企業等に関する集計		詳細な事項について、企業等数などを集計
	2 売上等に関する集計	(1) 事業所に関する集計	詳細な事項について、事業所の売上（収入）金額などを集計	平成28年3月（予定）
		(2) 企業等に関する集計	詳細な事項について、企業等の売上（収入）金額などを集計	
	3 事業所集計	(1) 町字・大字別集計	町字・大字別に、主要な事項について事業所数及び従業者数を集計	平成28年3月（予定）
		(2) 調査区別集計	調査区別に、事業所数及び従業者数を集計	
	4 地域メッシュ統計	地域メッシュ統計	国土を緯度・経度により網の目の小地域に区画した地域を単位として、事業所数、従業者数及び企業等数を集計	平成28年度（予定）
	III 企業に 名寄せする 集計	親会社と子会社の名寄せによる集計	親会社に子会社を名寄せした企業グループについて集計	平成28年5月（予定）